

保育を必要とする事由に該当し、預かり保育を利用する方（新2号・新3号認定が必要な方）のみ、

下記の②を記入し、保育を必要とする事由を証明するための書類を添付してください。

②保育を必要とする事由等

※該当する□にチェックをし、具体的な状況を記入してください。

※保育を必要とする事由を証明するための書類（就労証明書等）についても併せて提出してください。

	保育を必要とする事由
父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他（ ） 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など） （ ）
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他（ ） 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など） （ ）

保育を必要とする事由	提出書類・注意事項
就労 居宅外・居宅内で就労をしている場合 (月に60時間以上(休憩時間含))	<p>○就労証明書 就労証明書をあわせてご提出ください。 ※自営業（株式、有限等の法人を除く）の場合は、直近の「確定申告書」の写し（第一表および第二表）を添付してください。 なお、開業してからまだ確定申告時期を迎えていない場合は「個人事業の開業届出書」の写しまたは「営業許可証」の写しを添付してください。 また、開業年度以降で確定申告を行っていない場合は、直近3か月分の他者との取引等がわかるもの（請求書や納品書等）の写しを添付してください。 ※内職の場合は、「納品書」などの実績がわかる書類を添付してください。 ※就労証明書の証明日が、就労開始以前の場合内定の扱いとなります。就労開始後に再度就労開始日以降の日付で記入された就労証明書をご提出ください。</p>
就学 職業訓練校における職業訓練を含む (月に60時間以上(休憩時間含))	<p>○学生証（在学証明書）の写し [学校名、氏名及び有効期間の記載部分] ○在学中の時間割表の写し</p>
求職活動 継続して活動（起業準備を含む）している場合（認定は連続する3か月間）	<p>○3か月の間に就労を開始し、「就労証明書」及び「子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書を提出してください。 ○施設等利用費を請求する際に「求職活動報告書」を添付してください。（不足する場合は、支払いができません） ○求職活動での認定を連続して受けることはできません。</p>
妊娠・出産 出産前後の場合（出産予定月の1か月前から数えて4か月間限定）	<p>○母子健康手帳の写し [子の保護者（1ページ）及び分娩予定日（4ページ）の記載部分]</p>
育児休業 育児休業取得時、既に幼稚園等を利用している子がいて継続利用が必要な場合（下の子が1歳に達する月の月末まで）	<p>○就労証明書</p>
疾病・障がい 家庭での保育が困難な病気、ケガまたは障がいが保護者にある場合	<p>○医療機関が証明する診断書または障害者手帳の写し</p>
介護・看護 親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護・看護している場合（月に60時間以上）	<p>○介護・看護を受ける方の医療機関が証明する診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証または介護の認定結果通知書の写し ○介護・看護を必要とする方の1日の介護・看護スケジュール</p>
災害復旧 震災、風水害、火災その他の復旧にあたる場合	<p>○り災証明書</p>
その他 上記に類する状態として市長が認める場合	<p>○その他事実を証明する書類</p>